

事 務 連 絡
令和3年6月7日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について

今般、組合員等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」（平成20年2月27日付け保国発第0227001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、平成20年通知は廃止し、別紙のとおり「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日保国発0531第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づく取扱いとしたことから、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長宛に送付されております。

都道府県、指定都市及び中核市の担当部局におかれましては、別紙の内容について御了知の上、管内市町村及び高齢者虐待に関する通報・相談窓口等に対し、広く周知いただくとともに、適切なお対応をお願いします。

<参考>

（別紙）

「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日保国発0531第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）